

図表 2-4 高等教育機関の令和7年度納付金

(単位：円)

区分	高等教育機関		設置者	入学審査料	入学料	年間授業料
大 学 院	富山大学大学院		国立大学法人	30,000	282,000	535,800
	富山県立大学大学院	県民	公立大学法人	30,000	188,000	535,800
		その他		30,000	282,000	535,800
	桐朋学園大学院大学	修士課程	学校法人	30,000	300,000	800,000
大 学	富山大学		国立大学法人	17,000	282,000	535,800
	富山県立大学	県民	公立大学法人	17,000	188,000	535,800
		その他		17,000	282,000	535,800
	高岡法科大学		学校法人	—	—	600,000
	富山国際大学	現代社会学部	学校法人	30,000	200,000	680,000
		子ども育成学部		30,000	200,000	730,000
短大	富山短期大学		学校法人	30,000	200,000	630,000
	富山福祉短期大学	社会福祉学科	学校法人	30,000	200,000	660,000
		看護学科		30,000	200,000	720,000
		幼児教育学科		30,000	200,000	660,000
高 専	富山高等専門学校	学科	独立行政 法人国立 高等専門 学校機構	16,500	84,600	234,600
		専攻科		16,500	84,600	234,600

注

- 1 上記の金額は、令和7年度入学者に適用するものである。
- 2 「入学審査料」とは、国立大学において、「検定料」と称しているものである。
- 3 上記の他に、①後援会費 ②学生保険料 ③設備使用料 ④建設協力金 ⑤実習費 ⑥同窓会費などの納付金がある。国公立学校では①②⑥を、私立学校では①～⑥の納付が必要な場合が多い。
- 4 国立高等専門学校の1～3学年は、就学支援金（年額118,000円）制度の対象である。